平成２９年（フ）第８２７４号
東京都世田谷区給田２丁目６―27―201
債務者　浅井　幹郎
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柿内　瑞絵
4　破産債権の届出期間　平成29年12月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年１月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２７７号
東京都豊島区南池袋２丁目47―７―202
債務者　安達久美子（旧姓三上）
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　　章
4　破産債権の届出期間　平成29年12月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年１月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２９１号
東京都立川市柴崎町１丁目20―20―202
債務者　櫻岡　良匡
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣中　太一
4　破産債権の届出期間　平成29年12月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年１月12日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７６９号
広島市西区南観音５丁目13番15号
債務者　石井　利忠
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋村美由紀
4　破産債権の届出期間　平成29年12月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月５日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２７号
兵庫県明石市二見町東二見1064番地の１
フォルテハイツ竹本Ａ―102号
債務者　濱田　和美
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹治　典彦
4　破産債権の届出期間　平成29年12月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月６日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１４９号
滋賀県湖南市菩提寺東３丁目６番12―205号
債務者　西村奈津江
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　美菜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第９１号
岡山県津山市北園町15番地10、前住所岡山県津山市河辺1158番地５
債務者　森中ひとみ
1　決定年月日時　平成29年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中畑　真哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第２９号
香川県観音寺市大野原町萩原1095番地１
債務者　松崎　　一
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋月　智美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月27日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２９年（フ）第１８０号
香川県高松市浜ノ町60番55―1042号　イトーピア高松
債務者　天野　勝彦
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関谷　利裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３５９号
新潟市中央区女池３丁目19番４号
債務者　大江　　崇
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩原　一馬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月23日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３８号
新潟県岩船郡関川村大字湯沢408番地２
債務者　大沼　兼雄
1　決定年月日時　平成29年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石戸　　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月31日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第４６１２号
大阪市旭区高殿７丁目15番４―205号
債務者　川村　恭弘
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福島　敏夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２８４号
函館市港町１丁目28番８号　ハイツポートグリーン　101
債務者　山本　幾美
1　決定年月日時　平成29年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２９７号
北海道北斗市飯生１丁目６番７号　晴れやか
債務者　鳴海すみれ
1　決定年月日時　平成29年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３０２号
函館市梁川町26番13―205号
債務者　佐藤　浩明
1　決定年月日時　平成29年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３０４号
北海道亀田郡七飯町大川２丁目21番７号　ツインシティ248　201号
債務者　野館　律子
1　決定年月日時　平成29年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
函館地方裁判所